災害援護資金貸付の免除要件の更なる緩和を求める会長声明

2015年(平成27年)2月25日

兵庫県弁護士会

会長武本夕香子

1 報道によると、国は、阪神・淡路大震災の被災者に最大350万円を貸し付けた災害 援護資金貸付について、これまで死亡や重度障がい者に限定していた免除対象者を、生 活保護受給者や自己破産者に「拡大」する基準案を兵庫県や神戸市などの自治体に示し たとのことである。

今般の免除基準の緩和は、阪神・淡路大震災から20年となりながら、今なお生活・ 事業再建に苦しむ被災者にとって、また被災地自治体にとって一歩前進ではある。

しかしながら、免除対象の拡大が生活保護受給者や自己破産者だけに留まるのであれば、あまりにも限定的に過ぎると批判せざるを得ない。

当会は、国に対し、免除対象を生活保護受給者や自己破産者に限るのではなく、連帯保証人や生活保護受給者に近い低所得者についても免除を認めるよう、災害援護資金貸付の免除要件のさらなる緩和を求めるものである。

2 従来から兵庫県や神戸市などは、国に対し災害援護資金貸付の免除基準の緩和を求めてきた。

その背景には、次のような被災者の置かれた状況がある。

阪神・淡路大震災の被災者は、震災による被害や二重ローン問題、その後日本全土を 覆った経済不況に二重・三重に苦しみながら20年間必死に努力を重ねてきた。

それでもなお、現在も経済的困窮から抜け出せないままの者が多数存する。

一生涯払い終えることのない債務について返済を毎月続けている者もいる。その中に は、自ら借入をしたのではない連帯保証人も少なくない。

生活保護受給者や自己破産者以外の者でも、このような窮状にある者が多数存する現 状が有り、まずそのことを踏まえ施策を講じなければならない。

3 また、阪神・淡路大震災当時は給付型の被災者支援制度である被災者生活再建支援法 は存在していなかった。阪神・淡路大震災の被災者には、生活再建給付金(同法によれ ば上限300万円)は支給されておらず、現在の水準に比べて十分な支援がなされてい ない事情がある。

貸付条件についても、東日本大震災では特例法により、保証人を要しない貸付が認められており、その場合の貸付利率は年率1.5%であるのに対して、阪神・淡路大震災の被災者については連帯保証人を立てることは必須であり、貸付利率も年率3.0%であった。

以上のように、阪神・淡路大震災の被災者に対する経済的支援については、給付・貸付ともに、現在の水準から見れば不十分であった事情も重視されるべきである。

4 そして、今般の免除基準は、東日本大震災における特例法における免除基準の先例となりえる。

すなわち、東日本大震災における特例法では、死亡又は重度障がいに加えて「支払期日到来から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない」場合も免除対象となっている。そうであるところ、この免除要件に該当するか否かの判断が、今般、阪神・淡路大震災の災害援護資金貸付について国が示した免除基準と同様に運用されるとすれば、生活保護受給者・自己破産者以外は償還金免除を受けられないことになりかねない。

もしそうなれば、東日本大震災の被災者も災害援護資金貸付の返済に長期間苦しむことになることは必至である。そして、その負担は被災地自治体をも苦しめることとなるのである。

5 もちろん、公的資金を用いた貸付を放棄することについて、その必要性などが慎重に 検討されるべきことは当然である。

しかし、それでもなお上記のような被災者の置かれてきた実情に鑑みれば、連帯保証人や生活保護受給者に近い低所得者については免除を認めるべきである。また、それ以外の者についても、個別具体的に返済能力を審査して一定額を返済すれば残額を免除する制度を設けるなど柔軟な運用がなされてよいはずである。裁判所の特定調停やADRにおける中立的な第三者機関の審査を経て減免や支払い方法を定める制度も検討されてよい。

6 私たちは、多重債務相談その他の場面において、今なお災害援護資金貸付の返済を地 道に続けている被災者と接することが少なくない。

国は阪神・淡路大震災後20年間復興に向けて努力してきた被災者に対する暖かい手をこれからも差し伸べるべきである。

当会は被災地弁護士会として、国に対して、災害援護資金貸付の免除基準の更なる緩和を求めるとともに、地元自治体と協力しながら災害援護資金貸付の免除基準の更なる緩和を実現するために尽力する所存である。

以上